

第1号様式（第5条関係）

公共汚水柵等設置承諾書（記入例）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

届出人

住所 袖ヶ浦市坂戸市場1-1

フリ ガナ ソデガウラ タロウ  
氏名 袖ヶ浦 太郎 印

電話番号 62-2111

土地所有者

住所 届出人と土地所有者が相違す

フリ ガナ  
氏名 る場合双方に署名・押印してく印

電話番号 ださい。

建築物等の所在地	袖ヶ浦市 坂戸市場 1番地1 <small>(アパート等の名称及び棟、まで記入願います。)</small>
建築物等の区分	1. 一般住宅 2. 店舗 3. 会社事務所 4. アパート 5. その他
公共汚水柵等設置希望日	年 月 日 <small>(市設公共汚水柵等の場合は、本承諾書提出から60日以降の日とする。)</small>
公共汚水柵等の区分 <small>(いずれかに○)</small>	1. 市設公共汚水柵等：市の基準に伴い市が設置する。 2. 承認公共汚水柵等：受益者の都合等により法第16条の承認を受けて申請者が設置する。
(配置図)	<p>隣地</p> <p>隣地</p> <p>1.0m</p> <p>1.0m</p> <p>官民境界線</p> <p>道路</p> <p>● 公共汚水柵</p> <p>○ 台所排水口</p> <p>△ 浴室</p> <p>◎ 便所</p> <p>□ 外流し</p> <p>※注 道路境界から1.0m以内</p> <p>現在の宅盤の高さ又は、希望の高さを記してください。</p> <p>宅盤と同じ</p>
宅内排水設備業者名	印 TEL (※必ず記入下さい。)

公共汚水柵を下記の場所に設置することを承諾します。また、本土地の賃借料については請求いたしません。

位置図を添付すること。

※裏面の記入上の注意をご覧ください。

(記入上の注意)

この設置承諾書は、利用者が市の公共下水道へ汚水を流入させるために必要な公共汚水桝を宅地内に設置（位置の確認）することに関してご承諾いただくためのものです。

1. 記入は、黒ボールペン又は黒インクで、楷書で記入をお願いします。

2. 届出人は、公共汚水桝等を設置する土地を所有している方をお願いします。

ただし、アパート、寮のように数世帯が同居する建物については、建物の所有者を届出人としてください。

3. 届出人と、土地所有者が相違する場合双方の署名・押印願います。

4. 現在、未利用地等で空地となっている場合は、建物の建築等将来の土地利用を検討のうえ提出してください。

5. 配置図は、隣地及び公道等との境界を明確にしてください。

6. 配置図の凡例は、次のとおり記入願います。

●公共汚水桝 ○便所 △浴室 ◎台所排水口 □外流し のそれぞれ排水口を示します。

7. 2階以上の建物は、1階部分のみ記入願います。ただし、2階に浴室、便所等がある建物の場合は、排水管が地面に接する位置をそれぞれ記入してください。

8. 公共汚水桝等の設置位置については、隣地との境界、又は隣接する道路境界からの距離を表示してください。

9. 建物の屋外にある外流し（水道の蛇口）から汚水が発生する場合は、排水設備を設置し公共汚水桝等に接続する必要があります。

10. 市設公共汚水桝等を設置する場合は、市において当該工事の発注や関係機関との事務手続きに60日程度の期間が必要となりますので、これらの事情を考慮し、お早めに提出してください。

11. 公共汚水桝等より上流側の宅地内については、届出者（利用者）の行う排水設備工事が必要となりますので、別途市指定排水設備業者へ依頼し、「排水設備計画確認申請書」を市に提出する必要があります。

12. 公共下水道に接続するための排水設備工事費の負担を軽減するために、一定の条件を設けて無利子貸付金の助成を行っています。この制度をご利用するにあたり市への申請手続き等は、市指定排水設備業者が代行しますので、工事を依頼する際にご相談ください。

なお、新築家屋の場合は、無利子貸付金の制度をご利用することはできません。

13. 公共汚水桝等を設置した後に、利用者の都合で公共汚水桝等の増設、移設、撤去、改造の必要が生じた場合には、別途袖ヶ浦市公共下水道公共汚水桝等設置基準の規定に基づき、承認を受けてから利用者の負担により施工して頂きます。

14. 公共汚水桝等を故意又は過失により損傷又は閉塞させた時は、市の指示により利用者の責任と負担をもって現状に回復する義務を負うことになります。

15. 設置箇所のご相談や記入のことなどで不明なことがありましたら下記までお問い合わせ下さい。

# 公共汚水柵等についてのお願い

袖ヶ浦市役所都市建設部下水道課

公共汚水柵等は、ご家庭や事務所から排出される汚水を一ヶ所に集めて下水道管に流すための大切な排水施設です。

この度、当区域の下水道整備を実施してまいります。原則として1宅地に対し1個の公共汚水柵等を下図のように道路境界線から1 m以内の場所に設置いたします。

公共汚水柵等は、一度設置いたしますと位置の変更ができませんので、将来の建築計画を含めた土地利用（庭木、へい、門戸等）を十分にご検討のうえ、公共汚水柵等の設置位置を「公共汚水柵等設置承諾書」に必要事項を記入し所有者の署名・押印のうえ、市下水道課まで提出ください。

